4　（その２）の記載に当たっては、次によること。

［⑴～⑶　略］

⑷　「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６））の⑷の欄の金額と地方法人税の申告書（別表１）の⑺の欄の金額から法人税の明細書（別表６（５の２））の⑻の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額又は地方法人税の明細書（別表２付表３）の⑯の欄の金額を記載すること。

⑸　「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑪」の欄は、第６号様式又は第６号様式（その２）の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

⑹　「各市町村ごとに算定した法人税割額⑭」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

5　内国法人が法第53条第37項及び第321条の８第37項又は令和２年旧法第53条第25項及び第321条の８第25項の規定の適用を受ける場合には、この表に所要の調整をして記載すること。

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第一一三条・第十条の一一関係）

［様式　別紙五十一一　挿入］

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第一一三条・第十条の一一関係）

［様式　別紙五十四　挿入］

第７号の２様式記載要領

1　この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第53条第38項及び第321条の８第38項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第53条第26項及び第321条の８第26項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第６号様式若しくは第６号様式（その２）の申告書又は第10号の３様式の更正請求書に添付する場合は（その２）により、それ以外の場合は（その１）によること。なお、（その２）は（その１）に代えて使用して差し支えないものであること。

［2　略］

3　（その１）の記載に当たっては、次によること。

［⑴　略］

⑵　「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第９条の７第６項本文又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第９条の７第７項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６⑵）の⑱、法人税の明細書（別表６の２⑵付表）の⑬又は法人税の明細書（別表６の３）の⑪）に法第51条第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第９条の７第６項ただし書又は令和２年旧政令第９条の７第７項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第７号の２様式別表２の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

4　（その２）の記載に当たっては、次によること。

［⑴～⑶　同左］

⑷　「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６））の⑷の欄の金額と地方法人税の申告書（別表１）の⑹の欄の金額から法人税の明細書（別表６（５の２））の⑻の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額又は地方法人税の明細書（別表２付表）の⑯の欄の金額を記載すること。

⑸　「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑪」の欄は、第６号様式又は第６号様式（その２）の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

⑹　「各市町村ごとに算定した法人税割額⑭」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

5　内国法人が法第53条第25項及び第321条の８第25項の規定の適用を受ける場合には、この表に所要の調整をして記載すること。

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第一一三条・第十条の一一関係）

［様式　別紙五十一］　挿入］

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第一一三条・第十条の一一関係）

［様式　別紙五十一一一］　挿入］

第７号の２様式記載要領

1　この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第53条第26項及び第321条の８第26項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第６号様式若しくは第６号様式（その２）の申告書又は第10号の３様式の更正請求書に添付する場合は（その２）により、それ以外の場合は（その１）によること。なお、（その２）は（その１）に代えて使用して差し支えないものであること。

［2　同左］

3　（その１）の記載に当たっては、次によること。

［⑴　同左］

⑵　「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第９条の７第７項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６⑵）の⑯、法人税の明細書（別表６の２⑵付表）の⑬又は法人税の明細書（別表６の３）の⑪）に法第51条第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第９条の７第７項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第７号の２様式別表２の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。